

平成28年度福島県動物愛護推進懇談会

- 1 日時 平成29年2月10日（金）13時30分～15時30分
- 2 場所 県北保健福祉事務所 4階中会議室 （福島市御山町8番30号）
- 3 出席者 【公益社団法人福島県獣医師会の代表】 浦山 良雄 委員
【動物飼養管理者の代表】 中田 静夫 委員
【福島県動物愛護ボランティア会の代表】 山崎麻弥子 委員
【学識経験者】 太田 禅 委員
【公募による県民の代表】 佐藤 久美 委員
【市町村の代表】 穴戸 亮 委員

4 議事内容

【開会】

（司会）

ただいまから、平成28年度福島県動物愛護推進懇談会を開催します。

懇談会の開催に先立ちまして、食品生活衛生課長 渡部勝彦より御挨拶を申し上げます。

【あいさつ】

（食品生活衛生課長）

懇談会の開催にあたりまして、ひと言ご挨拶申し上げます。

皆様におかれましては、日頃より、動物愛護の推進と適正飼養の普及啓発に格別の御理解と御協力をいただきまして、この場をお借りして心から感謝申し上げます。

また、本日は、お忙しいところ当懇談会に御出席いただき改めて御礼申し上げます。

さて、当懇談会でございますが、平成13年に発足いたしました。委員の皆様には2年間の任期をお願いしており、本日お集まりの委員の皆様は、昨年に引き続き、本懇談会へご参加いただいているところでございます。

ここで、本日の議題にもございます「福島県動物愛護管理推進計画」について、若干御説明申し上げたいと思っておりますが、本県におきましては、動物との調和ある共生を目指し、平成18年に「福島県動物愛護のあり方」というものを策定いたしまして、これを基本方針として各種事業を推進してきたと

ころであります。

その後、「動物の愛護及び管理に関する法律」の改正によりまして、都道府県は「動物愛護管理推進計画」を策定することとなり、本県ではこの「動物愛護のあり方」の主旨を盛り込んで、平成20年3月に「福島県動物愛護管理推進計画」を作成し、その進捗状況を本懇談会へ報告するとともに、意見を聞きながら計画の進行管理を行うこととしております。

正に本計画は、本県の動物愛護推進の根幹となるものでございます。

本日は、計画の進捗状況と評価についてご説明させていただきますが、皆様御承知のように、近年の猫ブームや動物を取り扱うメディア情報の増加にも分かりますように、全国的に動物愛護の気運が高まっております。本県におきましても、動物愛護管理の更なる推進に向け、今後、様々な施策に取り組んで参りたいと考えております。

本日は限られた時間ではございますが、委員の皆様には忌憚のない意見をお願いいたしまして、開催のあいさつといたします。本日はよろしく願いいたします。

【委員紹介】

(司会)

ありがとうございます。懇談会に入る前に、本日お集まりいただきました委員の方々を御紹介させていただきます。

浦山 良雄 委員でございます。(よろしく申し上げます。)

中田 静夫 委員でございます。(よろしく申し上げます。)

山崎 麻弥子 委員でございます。(よろしく申し上げます。)

太田 禅 委員でございます。(よろしく申し上げます。)

佐藤 久美 委員でございます。(よろしく申し上げます。)

宍戸 亮 委員でございます。(よろしく申し上げます。)

以上、6名の皆様です。よろしく願いいたします。

引き続きまして、本会設置要綱第5に基づき、座長の選出をいたします。

皆様、いかがいたしましょうか。

(中田委員)

事務局一任で。

(司会)

事務局一任の声がありましたので、事務局案を御提示させていただきます。
県獣医師会を代表して、浦山 良雄 委員を推薦させていただきます。

(全員)

異議なし。

(司会)

では、浦山委員、よろしく申し上げます。

(座長)

みなさん、こんにちは。昨年に引き続き、座長を務めさせていただきます
公益社団法人福島県獣医師会の会長を務めております浦山です。今日は順次、
議題に沿いまして、進めていきたいと思っております。皆様よろしく申し上げます。

それでは、早速ではございますが、議題に入りたいと思っております。

まず、「(1) 福島県動物愛護推進計画の進行管理について」事務局の方より、
説明していただきたいと思っております。では、申し上げます。

【議事】

(事務局：柳沼副主任獣医技師)

(「福島県動物愛護推進計画の進行管理について」資料1、資料2により説明。)

(座長)

ありがとうございました。

ただ今、事務局から平成27年度の実績、そして、今年度、平成28年度の報告がありました。委員の方々から意見をお聞きしたいと思っておりますが、一つずつやっていきたいと思っております。

まず、資料1、2の中で飼い犬のしつけ方教室について、委員の方々から御質問があれば。無ければ私の方からお聞きしたい点は何点かあります。しつけ方教室は、基本的には保健所でやっているようですが、ほとんどが、飼い犬のしつけ方教室ということになっているわけですね。この中で、資料

1を見ると、県北が2回、郡山市が3回、しかも82名が参加して「猫の飼い方講習会」ということをやってらっしゃいますが、どんな内容でやっているのか、郡山市の方に教えていただければ。

(郡山市)

郡山市は、猫の譲渡数が増え始めた平成22年度から「猫の飼い方講習会」の実施を試みています。中身は、犬のような“しつけ”ではなくて、飼い方ですね。猫の飼い方。室内で飼いましょう、遊びが大切だからこんな用具を用意して、とか、そういうお話が中心です。それから、獣医師会の郡山支部から毎回、開業の先生を派遣いただいて、猫の病気のこと、食べさせてはいけないような食べ物等、猫を飼養するにあたっての基本的な事についてお話をいただいています。平成22年度以降は、開催回数を2回から3回に増やしていますが、参加者数の伸びに非常に悩みがありまして、今年度は、3回のうち1回は、外部の動物関連団体の協力を得ながら実施しました。参加者数は若干増えているのかなというところですよ。

(座長)

ありがとうございます。今、郡山市の話伺いましたが、県は猫の飼い方教室というのはどのようにやる、あるいは、予定はありますか。

(事務局：野口専門獣医技師)

現在、来年度のしつけ方教室の計画を調整しているところです。そもそもしつけ方教室は、飼い犬等のしつけ方教室ということで、当初からしつけ方教室の中には猫の飼い方の内容も盛り込んでおります。実際は犬のしつけ方を学びたいという受講者がほとんどなものですから、犬の内容に重点を置いた内容になっておりますが、近年、猫の飼養匹数が増えていることや、県の猫の譲渡数も増えていることから、今後は、猫の基本的な正しい飼い方なども盛り込んで、受講者のニーズに合わせた内容にしていきたいと考えております。

(座長)

そのようにしていただければ、動物愛護事業としてはいい方向に行くので

はないかと思います。もう一点、例えば、各保健所でやっている犬のしつけ方の実技は、これをやる方達というのは、トレーナーというか、そういう方達に来ていただいて、実際に飼い主にも来ていただいてという形をとっているのか、それとも違う形をとっているのか、その辺の内容を教えてください。

(柳沼副主任獣医技師)

各公所によって詳しい内容は異なりますが、基本的にはボランティア会や地域のトレーナーの方に御協力いただいて、トレーナーの犬や保健所で収容している犬をデモ犬に用いて、しつけのデモンストレーションを行っています。また、受講者にも自身の飼い犬を連れてきていただいて、一緒にしつけを行っています。

(座長)

ありがとうございます。先日、テレビを見ていましたら、イギリスかどこかのしつけ方教室を特集でやっていて、それを見ると、トレーナーの方は一切、実技はやらない。飼い犬と飼い主の方に遠くからこうしなさい、ああしなさいとやっていて、これもまあ、一つの方法なのかなと思います。

トレーナーの方たちというのは、日本の場合、皆同じ方法でやってらっしゃるかというのは、どうですか、山崎委員。

(山崎委員)

県北動物愛護ボランティア会は毎月、自主しつけ方教室を行っておりまして、トレーナーの方に来ていただいています。県のしつけ方教室のお手伝いをする時に、自分たちの犬を出すこともあるので、基本的なことは分かっているかならないですし、犬たちもきちんとしつけなければいけないので、そのような形をとっています。

(座長)

基本的に福島県にはトレーナーといわれる方は何名くらいいらっしゃいますか。

(中田委員)

トレーナーの定義は難しいんですよ。訓練犬のトレーナーと飼い犬のしつけのトレーナー、これは全く切り離して考えなければいけませんから。訓練犬のトレーナーというのは、登録されている方がおりますよね。ただ、飼い犬のしつけ方を教えるトレーナーというのは、改めて資格というのは無い。ある程度ベテランの方で、知識のある人が飼い犬のしつけのトレーナーをやっているという形で。あくまでもトレーナーだからといって一本に絞るのではなくて、訓練犬の方と全く違うと思いますので、切り離して考えなければなりません。

(座長)

このしつけ方教室は、やはり県だけではなく、トレーナーの方やボランティアの方達の協力が必要ですね。このしつけ方教室を行うことによって、いわゆる放置犬や野良犬の減少が見込めると思いますので、是非、県も地域のドッグトレーナーやボランティアの方々との連携を取って、今後もやっていただければと考えます。

次の動物愛護管理強化対策事業についてですが、この事業の目的にあります、狂犬病予防法に基づく登録と注射。これは獣医師会も関わってくるのですが、狂犬病予防注射の接種率というのは、獣医師会で把握している数でも、ここ3、4年、年々約2,000頭ずつ前年度減という状況になっております。今年度も福島県内の犬の登録頭数が11万頭位、狂犬病予防注射を実施しているのが約7万7千頭となっております。狂犬病予防注射の実施率の目標値は75%になっていますが、福島県の場合は、獣医師会で把握しているところだと、70%ギリギリという状況です。先月、獣医師会が主催、県並びに医師会の共催で、狂犬病の啓蒙・啓発事業として講習会を行いました。獣医師会としては改めて、行政と協力して狂犬病予防注射の実施率を75%以上にしようと力を入れております。また、これと同時に、マイクロチップの装着にも力を入れております。というのは、東日本大震災の時に保護した犬や猫のほとんどが、保護したけれども飼い主がなかなか見つけられないという状況にありました。やはりこれはマイクロチップを普及させなければならないという状況で、獣医師会では、年間800頭を目標に補助を出して、「福島県犬・猫個体識別推進支援事業」という事業を進めておりまして、

去年、今年と各動物病院の先生方の御協力も得て、相当増えているという現実もございます。

動物愛護管理強化対策事業では、獣医師会が率先して、県や市町村と協力してより一層、狂犬病予防注射の実施率を上げる努力をしているところでございます。

これに関しまして、委員の皆さんから何か質問があれば。

(中田委員)

マイクロチップの助成事業、こういうことはやはり広く広報を行うべきですね。我々としては、こういう事業があるということを大いに広報していきたいと考えています。ただ、いろいろと制限があるのでしょうか。

(座長)

予算の関係もありますからね。本事業は2年間実施しており、前年度は思ったようには出来ませんでした。今年は小動物の先生方の御理解を得て、事業を推進しております。

(太田委員)

私が動物病院で診察していると、新しく犬や猫を購入された方はブリーダーさんのところやペットショップでマイクロチップを装着されている方が結構いらっしゃるなと感じます。動物病院で獣医師会の補助を受けてマイクロチップを装着する方は、犬よりも猫が多いです。それで、どういうタイミングで、というときに、去勢手術などで麻酔がかかっている時に、痛みを感じない状態で装着してあげるというのを、私や他の獣医師も推奨しています。先ほどの、猫の飼い方教室の受講者が伸びないという問題とリンクさせていくと、例えば、そういう教室に来た方に、マイクロチップの助成チケットをお渡しするというような、何かこうお得感があるようなものを追加すれば、じゃあ行ってみようかなというような気持ちになるかもしれない。そうすると、マイクロチップの装着も増えるし、受講者も増えるし、一石二鳥になるのではないかと。あと、犬のしつけ方教室にいらした方に、アンケートという形でマイクロチップをつけていますかということをお聞きして、まだの方には是非ってということお伝えするのもいいのかなと思いました。

(座長)

日本獣医師会でも、マイクロチップの推進をしており、そのために各小動物の先生方の所には読み取り機を配備する必要がありまして、福島県内の先生方には全てお渡ししています。ただ、今、問題になっているのが、マイクロチップに関する事務をしている所が複数箇所ある。いろいろな団体が独自にやっていて、マイクロチップが統一できてない、という状況にありまして、今現在、マイクロチップを統一しましょうという動きになっています。

(佐藤委員)

マイクロチップの針を見ると結構太いですよね。今、小型犬がブームになっている時に、やっぱりあの針の大きさは、ちょっとかわいそう。

(郡山市)

今、針が細くなったものが出始めています。

(佐藤委員)

そうですか。ではそういうのをしつけ方教室とか、ペットショップやブリーダーとかペットに関わる、ペットと出会う場に実際の針の写真を付けたりとか、この位の大きさです、と知らせるのもひとつの方法ではないかと。

(座長)

是非、ペットショップやボランティアなどの各業界の方々と協力してマイクロチップの装着を啓蒙していけたらと思います。

(佐藤委員)

太田委員がおっしゃったように、避妊去勢する時に一緒にやってもらえないかと相談される時がありますね。

(太田委員)

実際にやってみるとそんなに痛がったりはしないですけどね。

(郡山市)

きっちり保定できる子であれば、おそらく麻酔無しで出来るのでしょうか、飼い主さんの心情もありますので、太田委員がおっしゃられたように不妊去勢、麻酔をするタイミングでお勧めするのもよろしいと思います。

(座長)

この動物愛護管理強化対策事業の中では、郡山市は特に突出して狂犬病予防注射の実施率が高いですね。

(郡山市)

狂犬病予防注射の実施率につきましては、平成16年度に郡山市全戸を対象とした登録の実態調査を業者委託で実施しました。その後、平成22年度からは、職員が各戸訪問による登録等の指導又はポスティングを行い、以後継続しております。地区割りで訪問を行い、無登録犬や未注射犬には登録と注射をしていただいています。データの精査はかなりできたのかなと思っています。

(座長)

今現在、郡山市の狂犬病予防注射の実施率は何パーセントですか。

(郡山市)

昨年度は85.1%ですが、あくまでも登録のある犬に対する注射の実施率です。今年度は、現在のところ少し落ち込んでおります。84%台まで落ちているので、何とか85%を死守したいなと考えています。

(座長)

それにしてもやはり90%に近いのは凄い。獣医師会も是非それを見習いたいなと思っていますが、こればかりは各行政、市町村さんの協力を得ながらやらなければいけないことなので。

続きまして、犬及び猫の引き取り事業。これに関しましては、やはり、一般の方というか、飼っている方に、動物愛護法という法律があるということ。是非もっと啓蒙、普及をさせていかないといけないと思います。動物愛護法があること自体、分からない方がいらっしゃる可能性もあるのではないかと

と。分からないでただ飼っているという方も結構いるのではないかと思いますので、これに関しましては、動物愛護法という法律があるということ、県が中心になって、行政が普及して頂ければと思います。当然我々獣医師会、愛玩動物協会、ボランティア会、全てが関わってきますが、終生飼養とか繁殖制限というのが法律に定められているということ、もっと一般の方に啓蒙する必要があるのではないかと思います。その辺に関してはどうでしょうか。それが結局、引き取り数がどんどんどんどん減ってくるということに繋がると思うのですが。是非、行政の方が中心になってやって頂きたいなど。啓蒙ですね、やはり。それがまず大事なんじゃないでしょうか。いわき市では引き取りに関しては何か補助をやってらっしゃいますか。

(いわき市)

いわき市では、飼い犬飼い猫の不妊去勢手術の助成事業を平成25年度から行っておりました、予算は165万円です。オスが3000円、メスが4000円の補助でございまして、頭数で言いますと、450頭分となります。当初、事業の始まりの時には、犬のオスが50頭、メスはその倍の100頭と枠を設けておりました。猫についてはそれぞれ倍の頭数にしたのですが、猫の手術を受ける方が非常に増えてきたというところがありまして、今はその頭数枠を取り払って、先着順という形で実施しています。こちらの事業につきましては、みだりな繁殖を防ぐことを目的に始めておりますが、飼い犬飼い猫については、当然、飼い主の責任でやるべきでしょう、というような声はありました。ですが、先ほど申し上げましたように、それほど多くの金額ではありません。少ない金額ですが、波及効果を狙って実施しております。殺処分を減らす為には、水道の蛇口ではありませんが、入ってくるものを少なくして、出ていくものを多くする。譲渡を増やしていくことや、引き取りを減らすということを考えて、この助成事業を実施しております。

(座長)

ありがとうございます。

獣医師会においても、譲渡犬猫に対する不妊去勢等について助成を行っております。獣医師会も当初はいわき市と同じく、犬のオスが何頭、メスが何頭と決めていたのですが、猫の数が突然増えました。猫の譲渡件数が増えた

ので、獣医師会としましても頭数制限をなくしましょうと予算を組んでやっておりまして、これも引き続き、行っていく活動でございます。譲渡事業も含めて、殺処分ゼロに向けた事業の一環として、県、行政市町村、獣医師会が三位一体となって、やっていくべき事業と考えています。今後、平成30年、35年までに目標の頭数になるように協力してやっていく、やらなければいけない事業だと思いますので、今日お集まりの委員の方達にも、是非、協力して頂いて、進めていきたいなと思っております。

続きまして、次の動物愛護ボランティアに関する事業ですが、このボランティア養成講習会というのは、どのような形で開催しているのか教えて頂ければと思います。

(柳沼副主任獣医技師)

ボランティア養成講習会につきましては、動物愛護にボランティアとして関わるために必要な知識を学ぶ講習会として、動物に関する法律や、取扱いの方法、病気等、しつけ教室より更に詳しい、周囲の方々に対して教えることができるような内容で実施しております。また、その時の情勢を踏まえた色々な情報の提供も行っております。基本的にはしつけ方教室に参加された方々を対象に開催を案内しております。

(座長)

この講習会やボランティアとして協力をして頂いた方に、東日本大震災のような災害が起きた場合に、一般の飼い主の方の先頭になって、避難場所はここですよ、同行避難出来る所はここですよというような、リーダーになれるような講習会なんていうのはできるんでしょうか。色々聞いていると、いざとなると何処に行ったらいいのか分からないという話も聞きます。熊本地震の際に、ボランティアに行った先生方の話を聞くと、やはり同行避難は難しいと。実際にはうまくいかないこともあったという話も聞いているのでね。是非こういうボランティアの方の登録講習会や、登録して頂いた方に、一般の飼い主の方のリーダー的存在になれるような内容で講習会を行っていただければと。協力して頂ける方が増えるということが非常に、有意義なことなのではないかと思えます。

(柳沼副主任獣医技師)

ペットの災害対策、その中でも同行避難については、しつけ方教室やボランティア養成講習会において、お話をさせて頂いております。ボランティア会との連携としましては、今年度の福島県の動物愛護週間事業でペットの防災に関する講習会を開催した際に、県北動物愛護ボランティア会に同行避難の際に必要なしつけについてのデモンストレーションの講師を担当していただきました。今日ご出席頂いている山崎委員にもご協力頂きまして、飼養者の方のリーダーシップを取れるような役割ということもさせて頂いております。

(座長)

このボランティアとの連携というのは、譲渡事業に対しても是非、協力して頂ければと思います。私が11月に北九州市小倉でワンヘルスの世界獣医師会-世界医師会の会議に参加した際に、凄いなと思ったのは、小倉駅前の街頭で、譲渡会をやっています。それも、いつもやっているんですかって聞いたら、毎週土日やっています、と。えっ、こういう所でやっているのか、と、非常に驚きました。それをやるためには関係機関の許可とか、そういう手続きも色々必要でしょうけれど、凄いなと思う。福島県でも譲渡会をやっています、今までは県、あるいは郡山市やいわき市とかそれぞれが単独でやっていたのを是非、一緒に開催していただいて、譲渡できる犬猫が増えれば一番良いのかなと思います。そのためにはボランティアの協力が是非必要だと思いますので、是非この養成講習会なり登録っていうのを進めて頂きたいなど。

(山崎委員)

この養成講習会ですけれども、講習会を受けてそれぞれの地域のボランティア会の会員になっている方と、会に所属していない方がいるので、養成講習会のやり方が保健所で違っているのかなと感じます。統一した、養成講習会を考えて頂きたいなど。また、ボランティアに登録する方だけが増えても、どのようにお手伝いをしていいかわからない方も多いと思いますし、会自体も、どのような事が求められているのかっていうのがまだまだ分からないところがあります。実際に、県北動物愛護ボランティア会では、新しく加入し

た方には、うちのボランティア会はどんなことをするのかということについて勉強会をしないと、お手伝いに行った時に困ってしまうことが多いです。養成講習会をやっていない地区もあると思いますし、これは県として統一して頂きたいです。

(座長)

郡山市は、ボランティアの方とうまく繋がりがあると聞いていますが。

(郡山市)

郡山市では今年度、ボランティアの登録制度について全国の調査を行い、平成29年4月から自分たちがどうすべきか、というのを検討しているところです。ただ、郡山市の動物愛護ボランティアとの関わり方は、頭から押さえつけるのではなく、“何かやりたい”と窓口にいらした方と、何ができるのか、どういう形で一緒にできるのかという話を詰めて、できることや、できる範囲から、始めていただくようにしています。関係性としては、非常に良好だと思っております。頭ごなしにはやっておりません。できることをできる範囲で柔軟に。それが今までの結果に結びついてきたのかなと思っております。

(座長)

ありがとうございます。

(渡部食品生活衛生課長)

県といたしましても、今後も更にボランティアとの連携を進めていく所存です。講習会の統一についても、やらなければいけないと感じておりますので、今のお話を参考にさせていただきながら進めてまいります。

(座長)

愛護管理事業というのは、そういう繋がりをうまくやらないと進まない点があると思いますので。

(渡部食品生活衛生課長)

今のところ、各保健所で行っている内容には若干ばらつきがあるのかもしれませんが、今後は体制を統一してやっていきたいと考えております。

(座長)

よろしく申し上げます。

次は、小学校の獣医師派遣事業です。この事業は、子供の情操教育という意味でも非常に重要な事業ですが、以前はニワトリを飼っている学校が多かったと思いますが、鳥インフルエンザの影響で今学校にいる動物はウサギくらいでしょうか。この獣医師派遣事業も各保健所で行っているようですが、どのような内容で行っているのか教えてください。

(柳沼副主任獣医技師)

小学校への獣医師派遣事業につきましては、派遣を希望する小学校と相談をして、実施する内容を決定しております。ウサギを飼っている学校ですと、飼っているウサギを用いて、小学校の低学年が対象であれば心音を聞かせるようなふれあい、上級生が対象の場合は、実際の飼育管理をするのでウサギの生理とか生態とかそういう所まで教えてくださいという要望もありますので、座学をメインにした内容等、学校によって様々です。先ほど座長もおっしゃられたように、動物を飼っている学校は、大分減っております。そのような学校からは、幼少期からの命の大切さを学ぶ内容として、動物とのふれあいの要望が多いです。そのような場合には、保健所の譲渡動物や、ボランティア会に御協力いただいて、会員の犬を用いて事業を実施しております。動物の体の構造はどんな風になっていて、心臓の音はこういう風に聞こえるよ、というような内容で行っております。現在は、学校飼育動物だけに限らず、身近な動物についても学べるような内容を実施しております。

(座長)

学校からの申し込みは結構ありますか。

(柳沼副主任獣医技師)

あります。事業を行った際に児童からの反響が大きいと、翌年以降も続けて申し込みをされる学校が多いですね。

また、転勤してきた先生が、前の学校でこの事業を活用していたということで、転勤先の学校で新たに申し込みをされるという場合もあります。

(座長)

子供の情操教育に関係した重要な事業だと思います。詳細を見ると県中が多いですね。

(中田委員)

小学校の獣医師派遣事業は、学校からの依頼があって派遣する訳ですよ。依頼がある小学校はほとんど決まっていて、依頼の無い学校はずっと依頼が無いという傾向がどうもあるように思います。獣医師派遣事業を取り入れて欲しいなと思う地域で、意外と依頼が無い。依頼のある学校は大体毎回同じですよ。今まで受けていない小学校にも働きかけを強くしていくようにしていかないと。こういう小学校での動物に関する教育はこれからも必要なもので、一校でも多くの学校から依頼を受けられるようなシステム作りをお願いしたい。

それと、先程のボランティアの話ですが、飼い犬のしつけ方教室を受けた方がボランティア登録するということでしたが、平成27年度だと332名おりますよね。その後のボランティアの養成講習会を受けた人が十何名。ということは、登録者と受講者数にすごく数字的な隔たりがあると思いますが。折角ボランティア登録して貰ったのに、その後の実際の参加者が、把握しきれてないということも、やはり、もうちょっと広報が必要なのかなということを感じますけども。

(野口専門獣医技師)

この332という数字は、動物愛護ボランティア登録事業が始まった時からの累計の登録者数です。

(中田委員)

累計ですか。

(野口専門獣医技師)

はい。当時から積み上げてきた数が332名です。ですが、この中で実際にボランティアとして活動している方は、ごく一部なのかなという状況かと思えます。

(中田委員)

そうですか。さっきも法律の話が出ましたが、動物愛護法でね、確か平成24年度の改正だと思えますけども、動物行政を充実させる、そのためには官民協力で出来る様な制度を作りなさいっていうことを動物愛護法の中でうたっていますけども、その中で一番重要なのが、このボランティアだと思います。官民ということになると。そうするともう少し具体的な施策を、踏み込んだ施策を立てていかないと。折角ボランティア登録が累計332名あっても、実際の稼働が無い。ということは、現状からいくと、減っていく確率の方が高いですよ。これを増やさなきゃいけない。ボランティア会が重要だという認識は、事務局の方も持っていると思えますけども、そのためには制度の充実をどうするかっていうことを考えていかないと。県内のボランティア会の取りまとめは県がやっていますよね。各地のボランティアが集まる機会がありますか。総会だけですか。

(柳沼副主任獣医技師)

福島県動物愛護ボランティア会に登録している団体は県北地方、県南地方や南会津地方など各地方にあるので、正直、なかなか集まらないという現状がございまして、皆さんが一堂に会するのは総会の場だけとなっております。中田委員がおっしゃられたように、施策についてはもっと踏み込んだものやっつけていかなければいけないというのは、我々も十分認識しております。一方的な施策にならないように、ボランティア会の要望も聞きながら、方向性や施策等を考えていきたいと思っております。

(中田委員)

私が懸念するのは、折角ボランティア会というのがあるけども、年1回の総会だけやって、あとは勝手にやってくださいというだけだと、ボランティアも育ちませんよね。やはり官民協力でやっていくということは、「民」といったらやっぱりボランティア会主体になると思うので、その辺の考え方を、

もうすこし踏み込んでやって貰えればなという風に考えます。

(座長)

中田委員から貴重なご意見を頂きました。この事業を進めていく上では必要不可欠なことですので、内容を更に充実させるという意味で検討して頂きたいと思います。小学校の獣医師派遣事業は、郡山市といわき市が該当事業無し、とあるのはどういうことでしょうか。

(郡山市)

郡山市では、小学校ではなく、幼稚園を対象に行っています。当然、アレルギーのことも考慮して、事前にアナウンスをした上で、いわゆる「命」についての話と、犬に初めて会った時にどんな風に対応しなければいけないか、という内容で実施しています。お子さんの飼い犬による危害を防止するという内容を最優先にして。ただ、職員の人数の関係で、毎年は実施できていない状態です。

(座長)

いわき市はいかがですか。

(いわき市)

いわき市では実施しておりません。平成14年頃に実施を検討したという経緯はありますが、関係部署との調整がつかず、その後、取り組んでおりません。ただ、幼少時からの動物に関する教育というのは非常に重要だと考えておりますので、今後、何らかの取り組みはしていきたいなと考えております。

(座長)

行政がやってあげるよっていう目線じゃなくて、そういう要望があれば、いつでも出来る状況ということですよ、逆に言えば。分かりました。中田委員からもありましたように、この事業はボランティア、行政、獣医師会など関係する全ての方が協力して、更に充実した内容にできたらよろしいかと思えます。

次に、動物取扱事業者と特定動物飼養者の監視指導などについて。このよ

うな方達に対する監視とか指導というのは、やはり、相当な頻度や内容で監視指導はしてらっしゃるのでしょうか。

(柳沼副主任獣医技師)

動物取扱業施設の監視につきましては、現状におきまして監視率が100%を満たしていない状況でございますが、各公所において計画的に立入を行っております。特定動物飼養者の監視につきましては、今年度は全国的に事故が目立っておりまして、特定動物は事故が起きた場合に人の生命に直結いたしますので、特に監視指導を強化しており、今年度は134%の監視率となっております。それぞれの監視内容につきましては、施設についてはそれぞれ施設基準と照らし合わせながら、施設に不備が無いか、例えば人に危害を加えるような、逃げるような場所が無いかどうか、施設が老朽化していないかどうかというようなことを確認しております。また、動物の管理の方法につきましても、聞き取りや帳簿類の確認を行い、必要に応じて指導を行っております。

(座長)

行政の立ち入り指導というのは重要なことだと思います。我々では知り得ない部分ですからね。研修事業についても動物取扱業者に対して引き続き教育をお願いします。

資料1、2に対する意見について、委員の中から他に何かありましたら。

(佐藤委員)

犬の譲渡についてですが、仕事柄、保護犬を譲り受けて飼っているという方からお話を聞くことがあります。譲り受けるのはとても良いことですが、飼い主さんと譲り受けた犬の大きさが釣り合っていない、更にしつけをどうやっていいのかわからないというのが凄く多くて。それで、どこからこの子を選んだんですかと聞きますと、保健所やボランティアから譲り受けたという方が多いです。例えば、60代後半の小柄な方がラブラドルのような大型犬のミックスのオスを譲り受けていたり。譲渡した後のコミュニケーションが取れていないのかなと感じることが多いです。不幸だった子を私が救ってあげた、と飼い主さんはとても一生懸命なんですけれども、お散歩もま

まならなくて、犬からしたらストレスで、問題行動に至ってしまって、飼い主さんはその運動能力についていけなかったり、ということが目立つかなど。

(座長)

譲渡する際にその適正、相性も必要だということですね。

(佐藤委員)

そうですね。

殺処分が減っているという数字を見ると、譲渡を推進するというのはとても分かりますが、隠れた悩みを、一般の方達はどこに相談して良いか分からない。しつけ方についても、しつけの方法がその都度違うので、どれを用いたらいいか分からないということもあるようです。

(野口専門獣医技師)

譲り受けた犬が、思いのほか大きくなったというのは、子犬で譲り受けた場合に、子犬は保健所に収容されるまでの経緯や親犬が分からないことがほとんどです。飼い犬が産んでしまったので引き取ってくださいなんていう子犬もおりますが、母犬の体格は分かるけど、お父さんはどこの犬なのか分からないという場合が多い。ですので、当然、お譲りする際に、「この犬決して大きくなりませんとは言えないですよ」というお話はしています。当然、保健所の方でも、譲り受ける方の年齢や家族構成は十分聞き取りした上でお譲りしていて、高齢者に対しては、近隣にご家族がいて支援してくれるかとか、そういうことも十分確認しています。譲渡した後の飼い主さんに対しては、しつけ方教室の案内を保健所の方でお送りする等、そういう働きかけはしておりますが、佐藤委員がおっしゃったように、きめ細やかなアフターフォローは、できていないのが現状かもしれないですね。

(座長)

それについては今後の課題になりますよね。

(野口専門獣医技師)

今後の課題になると思います。

(座長)

他にございませんでしょうか。

では、続きまして、2番の議題である福島県動物愛護推進計画について。事務局から説明をお願いします。

(野口専門獣医技師)

(「福島県動物愛護管理推進計画について」資料3により説明。)

はい。では、資料3について説明いたします。資料3は福島県動物愛護管理推進計画の施策等の数値目標です。基準値、中間目標、最終目標、そして、右欄に27年度実績の記載がありますが、ご覧いただいておりますように、代表指標の中の①の犬の引き取り数と、⑥の犬の殺処分数については、中間目標値又は最終目標値を既に達成している状況です。しかしながら、この動物愛護管理推進計画につきましても、国の基本指針に基づいて各自自治体が策定しているものでありまして、国がこの基本指針を平成30年度を目途に改正を予定しているという話です。併せて動物の愛護及び管理に関する法律も平成30年度に改正する予定があるということも聞いておりますので、その改正内容を踏まえながら、今後、県の数値目標については検討していきたいと考えております。

(座長)

ありがとうございました。動物愛護の推進という事業をしっかりとやっていくには、今日お集まりの皆さん、県や郡山市、いわき市を中心に、我々委員も協力してこの事業の中身がより濃いものになっていくようにしていきたいと思っております。その他、何かありましたら。

(中田委員)

新聞等を見て、噂にも聞いておりますが、三春のシェルターが福島県動物救護本部から県の方に寄附されましたよね。その後の状況はどうなっているのでしょうか。確認したいと思っております。

(渡部食品生活衛生課長)

平成27年12月をもって収容していた全ての犬及び猫が返還又は譲渡され、三春シェルターは閉鎖となりました。その後、三春シェルターは平成28年1月28日に福島県動物救護本部から福島県に寄附されました。福島県では、新たな動物愛護推進の拠点とすべく、現在、施設を改修しております。改修内容は、外壁の塗装や、内部に区画を設けて事務所を設置しております。その他の所要の整備につきましても、現在、取り組んでいるところです。

(中田委員)

福島県には動物愛護センターというものがありませんよね。現在はね。この三春シェルターがその代わりになるのかなと思いますけれど、ただ、敷地とかそういうのを見る限りでは、そこまでの規模にはいかないのかなと。

(渡部食品生活衛生課長)

他県の動物愛護センターと比較すると動物の収容可能数は多いですね。犬が78、猫が48、それも個室管理で自由にできますので。他県の動物愛護センターと比べても、動物には非常にやさしい施設になっておりますので、いわゆる動物愛護センターとしての運用は出来るだろうと。

(中田委員)

福島県内に愛護センターが無いものですから、是非これを活用してやって頂きたいと思います。

(渡部食品生活衛生課長)

震災の時は、他県の方々に非常に助けていただきました。今度は恩返しをする番ですので、何かあれば災害時の拠点施設として、十分活用できるだろうと考えております。土地が非常に広いので、色々な活用が出来ると思います。今後は、ボランティアとの連携など、色々な面でこの施設を利用しながらやっていきたいと考えております。

(中田委員)

分かりました。もう一つありまして、この推進懇談会ですが、年1回です

よね。はたしてそれだけでいいのかなど。今県が抱えている動物愛護に関する問題点がいくつかあると思いますが、それを1つの重点テーマにして、我々動物愛護推進懇談会の委員が今後どういう風にそれをしていくのか、どう対応していくのかっていうことを考える時間があってもいいのかなど。今日いろんな問題が出てきましたけども、その問題のどれかを、重点議題としてみんなで議論していく。その問題をどうやって解決していくのかというようなことが、別枠でないと。折角、懇談会があるのですから。例えば、当協会では、犬や猫のしつけ以前に、その飼い主の教育に重点を置いていて、不適正飼育を適正飼育にするための、啓蒙啓発に重点を置いて色々な活動をしている。県も同じだと思いますが、広報や啓蒙啓発活動をどうするのかということは、県の事務局だけで一生懸命考えても、限界があると思うんですね。広く横の連絡を密にしていかないと。

(座長)

大変良い意見を言って頂きました。報告も必要ですが、例えば、来年は事業をこういう形でやるとか、もう少し突っ込んだ話ができるなら懇談会でやっていただきたいですね。これは県が主体になってやらなければいけないことなので、是非、今日集まって頂いた委員の方々の意見も是非汲み取って頂いて、活かして頂ければと思います。どうかよろしくお願い致します。

その他ございませんでしょうか。

(ありませんの声)

本日の議事の予定はここまででございます。御協力ありがとうございました。

(食品生活衛生課野口キャップ)

ありがとうございました。本日の日程はこれで全て終了致しました。これを持ちまして、平成28年度福島県動物愛護推進懇談会を終了させていただきます。

本日はありがとうございました。